

障害基礎年金等の手続きをご希望の方へ

長崎市役所では、

# 年金請求の予約相談 を実施しています

ご予約いただくと...



お待たせすることなく、  
スムーズに相談できます。

職員が事前に準備のうえ  
対応します！

## 予約相談

相談日： 平日 (月)～(金)

実施時間帯： 午前 9 時～午後 5 時 ※最終予約は午後 4 時

相談場所： 長崎市役所本庁 10 階 住民情報課総務係

ご予約は、

# 095—829—1137

- ・ 障害基礎年金請求をご希望の方は、ご予約の際、障害の原因となった病気やけがの初診年月日の確認が必要です。ご予約前に事前にお調べください(裏面参照)。
- ・ ご予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳または基礎年金番号通知書や年金証書をご準備いただき、相談希望日の前日までにお願いします。

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号

長崎市住民情報課 総務係 (市役所本庁 10 階)

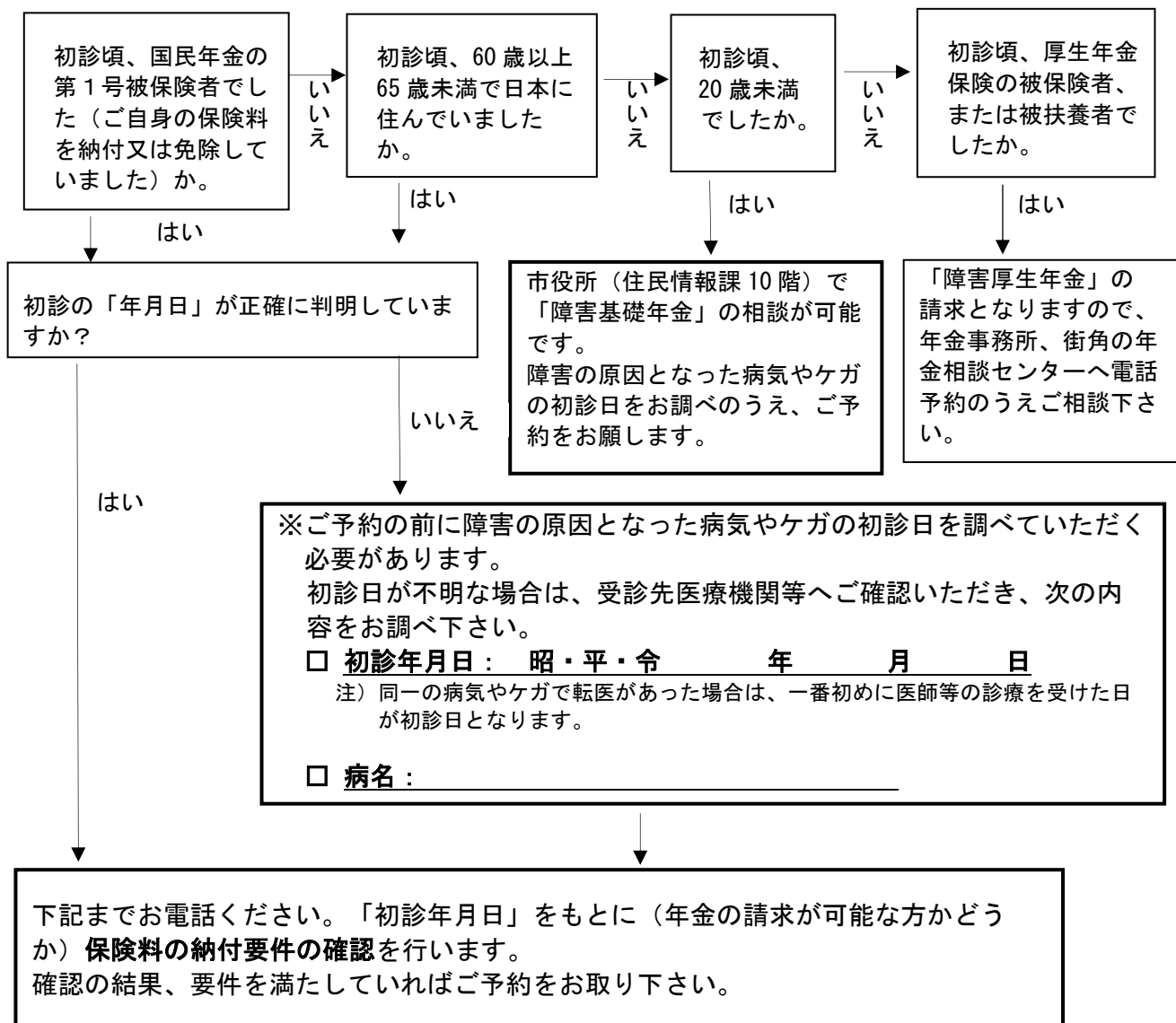
電話 095-829-1137

## 初診日確認シート

### 注意事項

1. 病気やケガなどが原因で障害の状態にある場合に支給される「障害年金」は、障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診察を受けた日（初診日）に加入していた年金制度により、「障害基礎年金」または「障害厚生年金」のいずれかの請求になります。
2. 障害基礎年金の請求相談は市役所住民情報課で可能ですです。初診日が厚生年金加入中の場合（障害厚生年金）は、年金事務所（長崎南年金事務所：095-825-8707、長崎北年金事務所：095-861-1354）又は街角の年金相談センター長崎（095-842-5121）へご相談下さい。
3. 請求の対象となる病気やケガについては、初診日が65歳未満であることが前提で、初診日から1年6か月を過ぎた日または症状が固定した日（障害認定日）において、障害の状態が法令に定める障害等級表の等級に該当していることが受給要件となります。（20歳前障害の場合は20歳に達した日）
4. 障害年金の等級は、身体障害者手帳等の等級とは異なります。

### 確認フロー



長崎市役所 住民情報課総務係（市役所本庁10階）  
電話：095-829-1137